

## 仕様書

1. 業務名 長崎県議会委員会会議録反訳業務（単価契約）
2. 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
3. 業務内容
  - (1) 常任委員会(分科会)、特別委員会（以下、「委員会」という。）の音声データを反訳し、会議録原稿を作成する。
  - (2) 用字は、公益社団法人日本速記協会が発行する「新訂 標準用字用例辞典」によること。
  - (3) 話し言葉を書き言葉として整合性をもって記録するために、必要があるときは、修文・整文の作業を行うこと。
  - (4) その他、業務の遂行に当たっては、発注者の指示に従うこと。
4. 入札書の積算基準
  - (1) 入札金額は、反訳を行う音声データ1時間当たりの単価を記入すること。
  - (2) 業務予定数量（データ反訳時間）は次のとおり。ただし、予定数量は議会の開催状況等によって変動するので留意すること。  
業務予定数量 280 時間  
（常任委員会 240 時間、特別委員会、40 時間）

※参考 データ反訳時間実績

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
常任・特別委員会	289時間24分	229時間22分	252時間32分	206時間59分
常任委員会	250時間59分	201時間16分	227時間33分	181時間10分
特別委員会	38時間25分	28時間06分	24時間59分	25時間49分

5. 委員会の開催時期・日数・時間
  - (1) 常任委員会は、総務、文教厚生、観光生活建設、農水経済及び予算決算の5委員会がある。予算決算を除く4常任委員会(分科会)は通常同時に開催され、定例会において、約4日間開催される。また、毎年5月頃の閉会中に、政府施策要望に関する審査が4常任委員会で約1日間開催される。  
予算決算委員会は定例会においては約2日間開催される。  
なお、毎年10月頃の閉会中に開催される予算決算委員会は約2日間、4分科会が約4日間開催される。

その他、常任委員会(分科会)においては、臨時会及び閉会中に随時開催されることがある。

(2) 特別委員会は、通常、3つの委員会が設置され、随時開催される。

3つの委員会に加え、令和7年10月から、県議会議員定数等調査特別委員会が設置されている。(令和8年6月頃まで設置)

#### 6. 反訳の依頼

(1) 音声データの受け渡しは、発注者が指定する日に、インターネットを活用した情報通信又は直接手交により行うものとする。その際、発注者は反訳依頼書を添付する。

(2) 発注者は、反訳に要する資料として、議事要領等について、インターネットを活用した情報通信又は直接手交により貸与するものとする。

#### 7. 納入期限

成果品(「Word」の「.docx」形式で書式指定)の納入期限は、発注者が依頼のその都度指定するが概ね次のとおりとする。

(1) 発注者が反訳依頼した日の翌日から起算して20日以内(土日祝日を含む。)に、会議録原稿を、長崎県議会事務局議事課宛てに、インターネットを活用した情報通信により納入するものとする。なお、17時以降の依頼に関しては、翌日を発注者が反訳依頼した日とする。

(2) 発注者が即時反訳(早急に反訳業務を行う必要がある場合)で依頼した場合は、24時間以内あるいは48時間以内に納入するものとする。

(3) 定例会のうち、2月定例会分については、令和9年3月30日(火)17時までに成果品を納入すること。

#### 8. 原稿の正確度及び校正

(1) 反訳原稿(初校)は、1回の会議につき、音声データの欠損、資料の欠如等不具合がない限り99%以上の正確度を有するようにすること。なお、正確度は句読点及び改行を除く。

(2) 正確度が99%未満の場合、発注者は受注者に対し、その全部又は一部についてやり直しを命じることができる。

(3) (2)の場合、受注者はやり直しを命じられた日から起算し2日以内(土日祝日は含まない。)に再納品し、発注者による修正原稿の点検を受けなければならない。

これらにかかる費用はすべて受注者の負担とする。

#### 9. 貸与した資料等

貸与した資料等は、適正に保管し、納入後は確実に消去または返却を行うものとする。

#### 10. 業務完了報告書

受注者は、各定例会、臨時会、閉会中の会議ごとに、様式1の業務完了報告書を発注者に提出するものとする。

## 11. 反訳料等

反訳料は、1時間当たりの単価をもとにして、次の方法によって計算した録音時間を乗じて得られる金額（1円未満切り捨て）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（1円未満切り捨て）とする。

- (1) 反訳料は録音時間で算出する。ただし反訳不要と指定した部分を除く。
- (2) 委員会ごとに関会から閉会までを通算して算出した録音時間を1単位とする。なお、通算して算出した録音時間に1時間未満の端数がある場合、その時間については、15分以内のときは15分、15分を超え30分以内のときは30分、30分を超え45分以内のときは45分、45分を超え1時間以内のときは1時間として録音時間を算出する。
- (3) 即時反訳で発注者が依頼した場合は、下記の金額を1時間当たりの単価に加算するものとする。ただし、納入期限が48時間を超える場合は、加算を行わないものとする。
  - ・ 納入期限が24時間以内とする場合は、50%
  - ・ 納入期限が48時間以内とする場合は、25%



